

## 株式会社と会社資本の自立化

はじめに

(121) 株式会社と会社資本の自立化

現代資本主義を支配するのは少数の巨大株式会社（<sup>1</sup>独占資本）であるが、一般に、巨大株式会社の所有構造内の変化―法人所有、機関所有の増大、個人所有の分散―が顕著な今日、巨大株式会社を支配するのは誰かが再び「所有と支配」の問題として議論されている。<sup>2</sup>わが国では特に、法人絶対優位の株式所有<sup>3</sup>が法人、同士の株式相互持合を形成し、それが株式会社の究極的支配者を不明確にし、所有と支配の問題が「法人資本主義」として議論されている。<sup>4</sup>われわれの究極的目的は、そのような現代資本主義の一大特徴をなす法人資本主義の構造が、なぜ、いかにして形成されるのかを株式会社形成・発展

松 下 優

の論理から理論的に説明することにある。だが本稿では、法人資本主義の構造は、株式会社という形態での資本の結合様式がもつ経済的特質の説明を前提としてはじめて理論的に究明しようという観点から、第一次接近として考察の範囲を株式会社形成の理論的展開に限定する。ここでわれわれがいう株式会社形成の理論とは、株式会社の構造（所有、経営、支配構造等）がなぜ、いかにして形成されるのかを、資本集中、支配集中の必然性との関連で説明する論理である。その際、われわれは分析視角として「会社資本の自立化」を基軸概念とする。その意義は第一に、本稿の直接の課題たる株式会社論との関連で言えば、会社資本の自立化（会社自身が会社資本の直接所有権をもつ）の理論的説明を基礎にして、はじめて

合名、合資会社と質的差異をもつ株式会社独自の有機的構造が論理的必然的に説明されうる点にある(二、三節)。第二に、更に法人主義の構造究明への展望との関連で言えばその意義は次の点にある。法人資本主義とは、株式会社自身が会社資本の所有を基礎に種々の動機から諸株式会社と大量に株式持合を続け、大株主として登場し、他方個人株主の分散化を背景に個人株主の支配が止揚され、複雑な支配構造の下で究極の支配者が不明確となった構造である。それ故、株式会社構造そのものに個人所有に基づく支配の止揚の契機、即ち法人資本主義の構造形成の可能性が胚胎しているという意味で、会社自身の会社資本に対する所有関係、即ち会社資本の自立化の分析は重要である。本稿で特に株式会社を、個人出資者の所有と支配が貫徹する合名、合資会社との対比において論じる理由もそこにある。従って、会社資本の自立化は株式会社の構造分析の基軸概念であると同時に、更にそれは法人資本主義の構造究明への架橋的意義をもつ。ところが従来の株式会社論は、出資者間の相互関係の考察に偏り会社資本の自立化の分析を看過したために、株式会社独自の有機的構造の分析に不明確さを残し、個別

資本としての株式会社の本質規定を誤った。同時にそれは株式会社論から法人資本主義の構造究明への道を閉ざすことになる。そこで以下ではまず、会社資本の自立化を説かないで株式会社の形成を論じる従来の理論の批判的検討を行い、その問題点を指摘する。次に、会社資本の自立化を基礎に株式会社の形成を論じる私見を呈示する。

#### 一、株式会社の形成に関する諸理論の検討

従来、株式会社の形成について二つの見解がある。川合一郎氏に代表される「他人資本の自己資本化」説、馬場克三氏に代表される「自己資本の他人資本化」説がそれである。

(1)川合説。資本制生産における生産力の発展は「競争に促進されて」(6)二九一頁。以下頁のみ記す)経営に「増大せる所要前貸貨幣資本量と貨幣所有の量との矛盾」(同)を惹き起こす。この量的矛盾は、「所有機能資本家の結合」、「制度的な形式からいえば合名会社」(同)という形で一応の解決がはかられる。しかしそれは次の段階で、「独立した価値体として運動する個別資

本としては、統一した単一の経営意志をもたねばならぬのに、所有を代表する所有者は、自己の所有権 $\parallel$ 財産処分権にもとづいてそれぞれ異なった経営方針を主張する」(同)という「質的な矛盾」(二九二頁)を生みだす。

この質的な矛盾は「資本信用」によって解決される。なぜなら、その場合「所有による経営の拘束」(同)は受けられないからである。しかしこの資本信用は、「所有権にもとづく返済要求」(同)が行われることにより「資本の機能に対する資本の所有の制約、両者の質的矛盾」(同)を再現する。そこで所有 $\parallel$ 機能資本家の結合と経営権の衝突との矛盾、資本信用と返済要求との矛盾を高次の段階で回避するには、両者の「長所」のみをとり、経営権を与えず返済しなくてもよいという新しい形態が必要である。「そのためには他人資本(経営外の資本)を自己資本(経営内の資本)として集めればよい。これを制度的に表現したものが株式会社である」(二九三頁)。従って、「株式会社は他人の資本、それも本来なら経営外の資本たる貸付資本として利子の形で利潤のおこぼれにしか与りえない運命にある資本を集めて、これを自己資本に擬制する。これで、他人の資本でありながら、返

済要求という所有の経営に対する制約を除去することができる。しかし自己資本と擬制した以上は経営内に入らせしめたのであるから経営権を認めねばならぬ。このことから経営の一元性への制約は多数株議決制によって事実上奪回しることができる。……だがこれではこの他人資本は経営権がなくなる点では金利生活者と同じになるが、自己の資本を回収しえない点では金利生活者以下となるから、これでは自己資本にするという形で出資する者がいなくなる。……この点を資本は、株式の流通性、資本の商品化によって解決する」(二九四頁)。

以上をシェーマ化すると、(1)所要資本量と所有資本量との量的矛盾 $\downarrow$ 所有 $\parallel$ 機能資本家の結合(合名会社)による解決 $\downarrow$ (2)機能資本家間の経営権の衝突 $\downarrow$ 資本信用による解決 $\downarrow$ (3)返済要求による資本機能への資本所有の制約の再現 $\downarrow$ 他人資本の自己資本への擬制(株式会社)による解決 $\downarrow$ (4)自己資本と擬制自己資本との経営権の衝突 $\downarrow$ 多数株議決制による擬制自己資本の経営権奪回 $\downarrow$ (5)他人資本の金利生活者以下化 $\downarrow$ 株式流通となる。ここでわれわれは川合説に対し三つの疑問をもつ。

第一、環(3)について。氏は、資本信用に伴う返済要求

が経営に及ぼす矛盾の解決として株式会社の形成を説かれる。しかし、周知のように資本集中の必然性は結合資本を生みだし、それは合名、合資、株式会社という企業形態の展開を遂げるが、資本信用は結合資本の諸形態とは無関係に行われるのであり、それ故、氏のように返済要求が新たな企業形態を生み出す直接的矛盾とはいえない。借換、借継の困難が直接的矛盾たりえないのはいうまでもない。結合資本にとって資本信用に伴う返済要求の矛盾の解決は、更なる所有 $\parallel$ 機能資本家の結合に求めるしかなく、それを氏のように資本信用を不可欠の一環とする株式会社形態に求めることは非論理的である。結合資本がとる一形態たる株式会社を純粹に考察するならば、結合資本(自己資本の結合)の内在的矛盾、即ち「結合と支配の矛盾」を基礎に展開すべきである。川合説は、方法論上矛盾の把握に難点があり、それに規定され結合資本内の内在的矛盾が論理展開の中心からはずされるという問題を生む。

第二、環(3)について。氏は貸付資本として利子の形で利潤のおこぼれにしか与りえない運命にある他人資本を自己資本に擬制することに株式会社の特質をみられる。

そして他人資本が自己資本に擬制されると他人資本の出資者にも経営権が与えられるといわれる。しかし、それは株式会社がもとも所有 $\parallel$ 機能資本家(自己資本)の結合であることの制度的表現であるにすぎず、他人資本が自己資本に擬制されたから経営権が付与されたのではない。ここに株式会社を資本信用の矛盾の解決形態と説く「他人資本の自己資本化」説の問題点が具体的に露呈する。

第三、環(4)について。氏の論理を認めたとして擬制的にはあれあらゆる出資者に経営権が付与される結果、株式会社は所有 $\parallel$ 機能資本家の結合として説かれることになるが、しかしそれでは形態的には合名会社と差異はないことになる。ところが、株式会社の支配(自己の経営意志を会社経営に反映させる力)をめぐる出資者同士の抗争は株主総会における持株多数決制で解決されるのに対し、合名会社のそれは出資者の合議で解決され、或は出資者の所有権 $\parallel$ 処分権に基く既存の資本結合からの脱退という方法により解決される。氏の理論では、同じ資本結合の形態(所有 $\parallel$ 機能資本家の結合)をとりながら、いかにして企業形態の差異が生ずるのか不明である

し、また両企業形態が、なぜそれぞれ結合と支配の矛盾の独自の解決方法をとるのか、それがなぜ異ならざるをえないのかも不明である。株式会社が結合資本の一企業形態である以上、他の企業形態との構造的差異やそれらの差異が生じる原因を理論的に把握することは、株式会社の特質を資本集中、支配集中の発展との関連で浮彫りにするうえで重要である。かかる意味では、他人資本の自己資本化説はそれらを充分明らかにするものではなく、個別資本としての株式会社の特質を出資者間の関係にのみ矮小化するものである。

(2)馬場説。氏はまず資本結合のタイプとして、「自己資本(機能資本)と自己資本(機能資本)」「自己資本(機能資本)と他人資本(無機能資本)」の二つの組み合わせを考えられ(「8」一頁参照、以下頁のみ記す)、後者は「あらゆる種類の企業形態に共通して存在する資本利用の一方」(三頁)なので企業形態の差異をつくらないといわれる。企業形態の差異を生みだす資本結合のタイプは、所有と機能をあわせもつ自己資本同士の結合であり、「自己資本そのものにおいて複数の資本の結合が必要となる時、本来同じ資格の機能資本であるはず

のこの自己資本の結合の内部において、いまや支配と従属の関係が芽生え、機能と無機能化の分化が現われるに至るのである。結合された自己資本の間に生ずるこの支配従属関係と機能分化とのさまざまな均衡の度合こそが企業形態の差異に結晶する」(同)ことになる。この自己資本相互の結合の内部に生成する支配従属関係の分析を通して、「株式会社の自己資本が他人資本化し、機能資本であったはずの自己資本の一部が無機能化したといわれる事態の真意義を理解できる」(同)といわれる。

他方、氏は株式会社の経済的特質を「合名会社によっても合資会社によっても解決されなかった社会的規模による資本の集中および蓄積を可能にした」(四八頁)点に求め、それは「譲渡自由な等額株券」(同)制度により達成されるといわれる。そして譲渡自由な等額株券制度により実現される産業資本(自己資本)への貨幣資本機能の付与、即ち『資本の動化』こそは、巨大な資本を集中するために多数の自己資本を結合せしめながら、一方では、これらの資本の間の支配と従属を安定に導き、他方では、これらの産業資本出資(自己資本)に貨幣資本(他人資本)の機能を付与するという、それ自体お互

いに矛盾する諸要因を見事に融合して解決」(五三頁) するといわれる。そしてこの資本の動化が、「当初から存在した結合資本内部での機能分化と支配従属と結びついたからこそ、貨幣資本機能の付与が機能資本の無機能化、自己資本の他人資本化を導いた」(五四頁)のであると。

以上の馬場説をシェーマ化すると、自己資本の結合↓単一の経営意志の要求↓自己資本の結合の内部における機能分化(機能資本、無機能化資本の分化)、支配従属関係の形成、他方、それと結びついた譲渡自由な等額株券の成立・産業資本への貨幣資本機能の付与(資本の動化)↓機能資本の無機能化・自己資本の他人資本化となる。馬場説の特徴は①株式会社を、所有と機能をあわせもつ自己資本の結合、そして支配集中機構として理解する点、②企業形態の展開の問題の焦点を「結合される資本相互の間における支配と従属、独立と並存との関係がどのように組み立てられるか」(二頁)という点にみ、一部機能資本の無機能化(自己資本の他人資本化)を株式会社特有とみる点、③譲渡自由な等額株券制度を「株式会社の決定的指標」(四八頁)とみる点にある。以

下順にそれらを検討していこう。

第一に、株式会社を形成する資本を支配集中の観点から、論理的に所有と機能をあわせもつ自己資本の結合とした点は正しい。

第二に、氏が企業形態の展開の問題を、結合される資本相互の間における支配と従属、独立と並存の関係の組み立てられ方に着眼されたのは慧眼であるが、残念ながらそこまでの指摘にとどまり、自己資本の結合からそれらの関係が必然的に形成される内在的な論理の追究は不十分である。結合された自己資本は、出資者たる所有⇓機能資本家の結合の仕方により企業形態の差異に結晶するが、重要なのはそれぞれの企業形態における出資者同士の結合関係の指摘にとどまらず、そのような関係が必然的に形成される原因を根底において把握することである。従って、氏のように自己資本の結合が一部機能資本の無機能化を導きだすことを株式会社の特徴とみることは、株式会社を他の企業形態との本質的区別において論じたことにはならない。氏は恐らく、株式会社⇓支配従属の関係にある自己資本の結合、合名、合資会社⇓独立と並存の関係にある自己資本の結合を想定されたのであろう。

しかしそれは単に出資者同士の結合関係を論じただけでなく、個別資本としての株式会社そのものを論じたものではない。氏は、企業形態の差異を生みだす要因の追究から株式会社の特徴を把握しようという正しい観点に立ちながらも、問題の追究の不十分性から出資者同士の結合関係を述べるにとどまっている。われわれは氏の正しい観点を継承するならばどのような問題を開展させるべきであろうか。それは、同じ自己資本の結合から、一方では支配従属の関係が生みだされ、他方では独立と並存の関係が生みだされる原因の追究であり、資本集中、支配集中の必然性との関連で企業形態の展開を論じることである。

第三に、確かに指摘のように「譲渡自由な等額株券」制度は株式会社の特徴の一つには違いない。しかしここで問題とすべきは、株式会社では出資者は退社の際自己の持分を会社資本から回収できず自由譲渡することにより回収するのはなぜか、他方、合名、合資会社では持分譲渡が不自由で全社員（合名会社）、または無限責任社員（合資会社）の承諾を必要とし、或いは退社の際出資者は自己の持分を会社資本から回収できるのはなぜかと

いう点である。株式会社の決定的指標という場合、それは株式会社を他の企業形態と本質的に区別する要因に求めるべきであり、それが解明されてはじめて株式会社独自の有機的構造も必然性の論理において理解されうるのである。われわれは理論的に考察すれば、出資者が自己の持分を会社資本から回収しうるか否かは会社資本（結合資本）に対する出資者の所有権の差異、即ち、会社資本の直接的所有者は誰か（出資者か会社自身か）という問題に関わり、他方、持分譲渡が不自由か自由かはそれが結合資本と会社資本内に結合と支配の矛盾を惹起するか否かに関わり、後者は前者に規定された関係にあるのではないか、そしてこの前者が、これまで問題にしてきた企業形態の差異を生みだす基底的要因ではないかと考えるのである。われわれが株式会社論の展開において会社資本の自立化（会社資本の直接所有権を会社自身もつ）を基軸概念とする理由もそこにある。この点の詳説は次節以降で行うとして、馬場説は、企業形態の差異を生みだす要因の追究の不十分性ゆえ、内容的には株式会社の構造的特徴や自己資本（出資者）の結合関係の説明にとどまり、株式会社の自己資本の結合関係が他の企業

形態と異なるのはなぜか、なぜそのような結合関係をとらざるをえないのか、そしてそれと株式会社の本集中、支配集中機能とはいかなる関連にあるのか、といった疑問に十分答えるものとはなっていない。「自己資本の他人資本化」説も「他人資本の自己資本化」説と同様、個別資本としての株式会社の特質を出資者間の関係にのみ矮小化している点で同根の問題点をもつといえる。

## 二 株式会社における会社資本の自立化の必然性

前節での両説の批判的検討の結果、まず説明すべき課題が明確になる。われわれの株式会社論は企業形態の差異を生みだす基底的要因の解明から始まる。本節の課題は、合名、合資会社と株式会社に共通な自己資本の結合から株式会社においてのみ、なぜ、いかなる契機により、会社資本の自立化が生じるのかの解明である。

自己資本の結合が資本集中の必然性によって生みだされると同時に、結合された資本は  $G \rightarrow W \rightarrow P \rightarrow W \rightarrow G'$  という価値増殖運動を繰り返す個別資本である以上、その機能においては当然統一された経営意志が要求される。結合資本内部において、各出資者は自己の所有権に基づ

き自己の経営意志を会社経営に反映させようとする結果、必然的に結合と支配の矛盾が生じる、そして、資本集中の進行とともに深まるその矛盾が既存の企業形態のもとではもはや解決不能なとき、結合資本は新たな企業形態の展開（合名→合資→株式会社）を遂げるのである。われわれは、かかる弁証法的展開を遂げる企業形態をその結合資本（会社資本）と出資者との関係を中心に見ていく。

合名会社においては「資本所有者が相互に機能資本家として結合する」（〔16〕一頁）。ここでは「原則として各社員が業務を執行する権利を有し、義務を負う。……その反面、会社債権者に対しては、各社員が直接に連帯して無限の責任を負担する……また、社員の意思のみによって退社が認められ……退社員には出資の払戻し（金銭でなすことを得）をなすことを要する」（同）。合名会社において、出資者（社員）は退社の際自己の持分を会社資本から回収しうることを、また会社の債務に対する全社員の無限責任負担の原則は、会社資本が出資者から非自立的であること、換言すれば、合名会社とは出資者が、会社資本に対し直接所有権を保持した形で、自己資本の

結合形態であることを意味する。従って出資者は会社資本に対して直接所有権を保持するがゆえに、個人企業の場合がそうであるように、会社の債務に対して無限の責任を負わねばならず、かつ直接経営権が等しく付与されることになる。それ故、経営の意志決定は合議制という出資者相互の人格に依存した形態で行われる。かくて合名会社では、出資者の、会社資本に対する直接所有権 $\parallel$ 会社債務に対する無限責任 $\parallel$ 直接経営権、経営における人格的依存関係という三位一体の関係が成立する。ところが合名会社では、出資者たる社員は人格的依存関係を基礎に共同経営を行うため、資本結合の拡大をはかる場合に不可避免的に結合と支配の矛盾が生じ、それは資本結合の拡大を阻止する要因として作用する。

このような矛盾は、一部「資本所有者を無機能資本家として結合する」(同二頁)合資会社において回避される。合資会社では、無限責任社員 $\parallel$ 直接経営参加、有限責任社員 $\parallel$ 直接経営不参加という出資者の分化が現われるが「結合はまだ人的なものである」(同)。退社の際出資者は自己の持分を会社資本から回収しうる点、会社の債務に対する経営社員の無限責任負担の原則は、合資会

社も合名会社と同様、出資者が会社資本に対し直接所有権を保持した形での自己資本の結合形態であることを意味する。両者はその基本的性格を共有しながら、合資会社は合名会社で生じる結合と支配の矛盾を回避するために、一部出資者に直接経営権を与えず、他方、その代償として有限責任を導入した点で差異をもつ。しかし合資会社の中核を担う無限責任社員においては、前述した三位一体の関係が保持されている。

では合資会社においては資本結合は無限に拡大可能であろうか。形式的にみれば、少数の支配者団(無限責任社員)は無機能資本家の出資を求めることにより、結合と支配の矛盾を惹起することなく資本結合の拡大(増資)をはかることができる。しかし、このような形式的解決は現実において一定の段階で限界を示し矛盾を再現させる。第一に、資本集中の必然性が更に資本結合を押し進め、資本拡大に伴う経営負担の増大が無責任を負う少数の支配者団にかかる結果、「支配」の欲求の、「結合」の必要に対する矛盾、衝突(「11」一三九頁)が惹起され、それは一定限度以上の資本結合を阻止する要因として作用する。第二に、多数の資本結合による資本規

模の拡大は経営職能の複雑化を導き、不可避的に経営社員を増員を要請する。ところが経営社員には平等の経営権、支配権が与えられる、即ち「経営と支配の一致」を本則とする合資会社では、それは結合資本内に再び結合と支配の矛盾を惹起する原因となり、一定限度以上の資本結合を阻止する要因として作用する。これらの矛盾は、資本規模が巨大になればなるほど不可避となる。その構造的原因は、合名会社と同様、合資会社においても前述の三位一体の関係が機能の中核を支配しているからである<sup>(9)</sup>。就中、合資会社が、会社資本に対し直接所有権を保持した自己資本出資者の結合形態である点に矛盾を生み出す基底的要因がある。以上のことは、所詮、合資会社においても資本結合の拡大から生じる矛盾は止揚されないことを意味するのである。

ではそれらの矛盾はいかにして止揚されるのか。会社資本に対し直接所有権を保持した自己資本出資者の結合形態が矛盾を生み出す基底的要因であったとすれば、それらは会社資本がもはや出資者の直接所有権を保持した形での自己資本の結合でなくなることに、即ち、会社資本が出資者の直接所有権から自立し、会社自身が会社資本

の直接所有権をもつことにより止揚される。そしてこれが株式会社特有な自己資本の結合形態である。会社資本の自立化は会社資本の限度が会社債務に対する責任の限度となること<sup>(9)</sup>、出資者側からみれば、それは出資額を限度とした責任形態となることを具体的に意味する。このような自己資本の結合形態の法的表現が全社員有限責任制であることはいままでもない<sup>(10)</sup>。全社員有限責任制とは、かかる会社資本の自立化という経済的内容の法的・一般的表現なのである。法的契約は「経済的關係がそこに反映している一つの意志關係であり」、「意志關係の内容は、経済的關係そのものによって与えられている」(KI九九頁—『資本論』全集版原頁)。われわれの株式会社論の観点は、個別資本としての株式会社を他の企業形態と本質において区別する経済的内容を重視するが故に、株式会社の決定的指標は「会社資本の自立化」に求められる。われわれがその法的表現たる全社員有限責任制と区別してそれを強調する理由もそこにある。

では会社資本の自立化により、株式会社では合資会社形態から生じた矛盾はどのように止揚されるのか。われわれは、法的には全社員有限責任制で特徴づけられる株

株式会社では、前述した第一の矛盾、即ち、資本拡大に伴う経営負担の増大が無限責任を負う支配者団にかかり、それが資本結合の拡大を阻止するという矛盾は、会社の債務に対して全社員が出資額を限度とする責任にとどまることにより止揚されることは容易に理解しうる。<sup>(1)</sup>ところが第二の矛盾は、それが合資会社の会社資本に対する出資者の所有権に規定された経営、支配構造から直接発生するため、その止揚の形態は、株式会社の会社資本に対する出資者の所有権の内容とそれに規定された経営、支配構造に求められねばならない。かくてわれわれの次の課題が明確になる。それは、会社資本の自立化により形成される株式会社に特有な出資者の会社資本に対する所有権の内容、それに規定された経営、支配構造の解明、ならびにそのような構造のもとで前述の第二の矛盾がいかにして止揚されるかの解明である。

### 三 会社資本の自立化と株式会社の構造の展開

前節でみたように、合名、合資会社では、会社資本に対し出資者は直接所有権を保持しているがゆえに無限責任を負い、直接経営を担い（合資会社では一部出資者に

は直接経営権を与えず、その代償として有限責任を導入）共同で会社を経営、支配する（無限責任的支配）。そこには基本的には出資者同士の独立・並存の關係が存在する。ところが株式会社では、会社自身が会社資本の直接所有者となるため、出資者には合名、合資会社のよ様な直接所有権に基づく直接経営権、支配権は与えられず、従って出資者の合議制に基づく共同経営という形態もとらなくなる。かくて法的には全社員有限責任制をとる株式会社では、「無限責任的支配の消滅、したがって会社機関を客体的条件とするいわば物的な支配形態」<sup>(11)</sup>（二五頁）が確立することになる。そして会社資本の自立化、それと相關的に捉えられる会社機関の成立により、株式会社特有の会社資本に対する出資者の所有権の内容、それに規定された経営、支配構造が必然的に形成される。まず所有面においては、擬制された個人としての会社自身（法人）が直接所有権をもつものに対し、出資者は、会社資本に対しては出資証書たる「株式」を媒介として「間接的」「観念的」にのみ会社資本の所有を確認できる。<sup>(12)</sup> われわれはこの点に、合名、合資会社と株式会社における出資者の会社資本に対する所有権内容

の決定的な差異を確認することができる。そして株式会社において、出資者が退社の際自己の持分を会社資本から回収不可能な理由も実はその点に内在しているのである。

次に、このような所有権の内容に規定され株式会社経営、支配構造も当然合名、合資会社のと異なってくる。後者では、出資者は直接経営権を保持するのに対し、前者では、会社機関たる取締役会が直接経営権を保持するが故に、出資者は取締役会の支配を媒介に、即ち間接的に経営を行うことになる。株式会社では、このように出資者の経営権が間接化することにより、出資者の、自己の経営意志を会社経営に反映させようとする衝動は取締役会の支配をめぐる抗争を必然的に生みだす。そしてそれは株主総会における持株多数決制という解決形態を生み、必然的に大株主と中小株主への両極分化(出資者の機能分化の必然性)が生じる。持株多数決制とは、まさに大資本が小資本を圧倒するという競争の原理が働く「商品生産社会にふさわしい意志決定の形態」(〔7〕三五頁)である。大株主は、会社資本に対する全一的な経営権、支配権を独占し、他方、中小株主は経営

から一切排除されてしまう。ヒルファディングが述べるように、株式会社では「個人企業にあってはただ偶然的に現われうるにすぎないこと、すなわち産業企業者の機能からの産業資本家の解放を、原則として伴う」(〔20〕一七四頁)のである(機能資本家の無機能資本家化)。

では、株式会社における出資者の会社資本に対する経営、支配構造のもとで、既述の合資会社形態から生じる第二の矛盾はいかにして止揚されるか。矛盾の根源は、出資者の会社資本に対する直接所有権が内包する「経営と支配の一致」の構造にあった。従って株式会社形態におけるその止揚は、「経営と支配の分離」を可能にした構造に求められる。即ち、株式会社では、取締役会を支配し経営権、支配権を独占する支配大株主は、経営者の任免について絶対的な権限を有する。それは資本規模の巨大化に伴う経営職能の複雑化に対して、支配大株主は、支配権をもたず経営のみを行う取締役を随時任免できることを意味する。従って第二の矛盾は、支配権をもたない支配大株主の意を受けた専門的経営者の出現により構造的に止揚されるのである(所有とは無関係な専門的経営者の出現)。会社資本の自立化が生みだす株式会社の

経営、支配構造が、「経営と支配の分離」を可能にする意義は、資本結合の拡大、資本規模の巨大化に伴う経営職能の複雑化に対応し、同時に支配の統一をも確保するという点で、まさに株式会社を「資本集中」「支配集中」の最良の機構たらしめる点にある。<sup>(14)</sup>以上の考察から資本結合の拡大を阻止する合資会社形態の諸矛盾は、株式会社において、会社資本の自立化（その法的表現としての全社員有限責任制）、ならびにそれに規定された経営、支配構造のもとで止揚されることが理解される。

最後に、われわれは株式会社においてのみ、なぜ自由な持分（株式）譲渡が可能であるかについて言及せねばならない。株式会社では経営権・支配権は取締役会を支配する大株主に独占される結果、中小株主は経営権・支配権を喪失し、単なる配当取得者へと転化する。しかし「収入請求権、将来の生産に対する債務請求権、収益指図証」〔20〕一八〇頁）たる株式は、会社資本に対する直接的な所有権を代表するものでない以上、退社の際出資者は、会社資本から自己の持分を回収することは不可能である。このことは、出資者には持分譲渡による回収の途しか残されていないことを意味する。しかしそれだけで

は、なぜ株式会社においてのみ自由な持分譲渡が可能なのかの直接的な理由としては不十分である。なぜなら、企業形態を問わず、従って会社資本の自立化如何を問わず、個別資本にとっては、資本集中（結合）という観点からみれば、持分譲渡は何ら現実資本量には影響を及ぼさないからである。しかし、個別資本の支配集中という観点からみれば、合名、合資会社では出資者には直接経営権、支配権が与えられるため、自由な持分譲渡は個別資本内に結合と支配の矛盾を惹起する危険性がある。持分譲渡の際、無限責任社員の承認を必要とする理由もその点に内在する。ところが株式会社では、出資者には直接経営権・支配権が与えられておらず、しかも持株多数決による大株主の支配が貫徹しているため、経営から排除された中小株主の持分譲渡は個別資本内において結合と支配の矛盾を惹起することはない。かかる構造は持分譲渡の自由化を株式会社のみ可能にするものであるが、重要なのは、かかる構造を基礎とした持分譲渡の自由化が、社会的資本の集中即ち増資を一層容易にし、個別資本の蓄積欲求にも合致するという資本の論理から必然化されるという事実である。<sup>(15)</sup>そして、それを可能にする基

底的要因は会社資本の自立化であること銘記すべきである。

以上、われわれは株式会社独自の構造（所有、経営、支配構造、持分 $\parallel$ 株式流通）形成の必然性を、会社資本の自立化を基軸概念とし理論的に説明してきた。それは、自己資本の結合 $\rightarrow$ 会社資本の自立化（会社自身による会社資本の直接的所有、その法的表現としての全社員有限責任制の確立） $\rightarrow$ 会社資本に対する出資者の所有権、経営権の間接化 $\rightarrow$ 直接経営権を所有する取締役会の支配をめぐる出資者間の抗争 $\rightarrow$ 持株多数決制による解決 $\rightarrow$ 出資者の機能分化（機能資本家、無機能資本家化） $\rightarrow$ 資本の動化・自由な株式流通、というシエーマで把握できた。そして以上の有機的構造を形成する基底的要因は会社資本の自立化であることも理解された。株式会社の機能を資本集中、支配集中と捉えるなら、それらの機能を统一的に生み出す構造の中にこそ株式会社を論ずる決定的ポイントがある。それは同じ結合資本でありながら、それらの機能を不十分にしか展開できない合名、合資会社の構造との差異を生み出す自己資本の結合様式に求められた。われわれは、会社資本の自立化を基軸概念にして、

はじめて株式会社の決定的本質を他の企業形態との差異において浮彫りにし、株式会社独自の有機的構造が形成される必然性を理論的に明確にし、株式会社を資本集中、支配集中の機構として統一的に把握することが可能な<sup>(15)</sup>である。

まとめ

従来の株式会社論は、資本の結合形態における経済的特質を出資者間の相互関係においてのみ規定し、出資者との関係における会社資本の自立化という経済的内容がもつ意義を看過したため、株式会社特有の有機的構造の論理展開において問題点を生みだした。同時に、株式会社を個人出資者（所有 $\parallel$ 機能資本家）の相互関係でのみ捉える従来の説では、先験的に個人支配出資者の会社支配が帰結されるところから、それは法人資本主義の構造究明にとっても裨益するところ僅かであろう。また、今日会社資本の自立化を説く論者においても必ずしも理論的混乱はまぬがれていない<sup>(17)</sup>。本稿の狙いは、それらの理論的混乱の原因を剔抉し正しい株式会社論を展開することであり、現代資本主義の一大特徴をなす法人資本主義

の構造究明の準備作業を行うことであつた。

今後の展望としては、会社自身が会社資本の所有を基礎に相互に株式を持合うという、法人資本主義の構造が形成される経済的必然性を独占資本（Ⅱ巨大株式会社）の資本集中、支配集中および蓄積態様との関連で説明することである。それは次稿の課題である。

(1) この点を最も明確にし、独占資本主義社会の特質を体系的に論じたのがバラン、スウィージー〔1〕である。彼らは巨大株式会社の分析から始めている。

(2) 米国において機関所有の増大を根拠に銀行支配を説く論者に、フィッチ、オッペンハイマー〔2〕、コッツ〔3〕がいる。

(3) 因みに、昭和二五年の個人持株比率六一・三%、法人持株比率二三・六%が昭和五四年では、個人三〇・四%、法人六九・四%となっている。詳しくは〔4〕参照。

(4) 詳しくは奥村〔5〕参照。

(5) 「結合と支配の矛盾」については大塚〔11〕一〇六頁参照。

(6) 別府〔9〕、後藤〔10〕も同様の見解である。

(7) われわれのいう会社資本の自立化、非自立化という概念は法人という概念とは峻別される。前者は、会社資本に対する出資者の所有関係を示す経済的な概念であるのに対し、後者は、会社が原告、被告として訴訟の当事者となり

うる資格であり、単なる法的技術にすぎない。合名、合資、株式会社はいずれも法人であるが、後論するように合名、合資会社Ⅱ会社資本の非自立化、株式会社Ⅱ会社資本の自立化の関係が成立する。

(8) 小松章氏は、合資会社における出資資本の拡大の限界を「持分出資者における持分譲渡ないし出資の肩代わりの不自由性」〔12〕二八頁に求められる。そして持分譲渡が不自由な根本的な原因を、「持分がそれ自体として一つの単位をなしているため、これをそっくり別の一人に引受けてもらわなければならない」〔三一頁〕困難性として説かれ、「出資資本の均一小額単位への分割」〔三〇頁〕によって持分譲渡の自由化が実現されるといわれる。しかしこの説明は二点において問題がある。第一に、氏は持分譲渡の不自由性が出資の分散の限界を画すと考えておられるがなぜであろうか。合資会社においては出資者の退社の自由は認められており、退社の際出資者は自己の持分を会社資本から回収可能な以上、持分譲渡による回収困難は出資資本の拡大の限界を画す理由にはならないのではないか。第二は、持分譲渡が不自由な原因を、「持分がそれ自体として一つの単位をなしている」からという技術的要因に求められている点である。この理解では、持分譲渡の際、なぜ無限責任社員全員の承認を必要とするのかという点が説明できなくなる。持分譲渡が不自由な原因は、自由な持分譲渡は結合と支配の矛盾を惹起する恐れがあるからである。

それ故無限責任社員の承認が必要なのである。

(9) 従って「株式会社における信用基礎は、不確定的な、不分明な企業者の個人財産ではなくて、確定的な、明瞭な会社の財産それ自体となることによつて、企業の信用基礎は、かえつて、強化される」(14) 六頁) ことにもなる。

(10) 会社資本の自立化の法的表現という視角から全社員有限責任制を捉えれば、それは合資会社における一部有限責任制とは質的な断絶がある。後者は、会社資本に直接所有権を持つ無限責任社員が、資本結合の拡大にあたり自らの支配力確保の為導入したものであり、有限責任社員には経営への不參與の代償として、責任の有限と無限責任社員と同様会社資本に対する直接所有権が与えられねばならなかった。従つて、部有限責任制は会社資本の自立化の法的表現とはいえない。両企業形態の有限責任制が表現する経済的内容の差異を理解することは重要である。

(11) 大塚前掲書一三九—四〇頁参照。

(12) 川島(17) 三四〇頁参照。

(13) ヒルファディングは、株式会社の考察を産業企業者の機能からの産業資本家の解放からはじめていながら、株式会社において、なぜ、いかなる契機によりそれが生じるのかという問題には言及していない。しかし今やわれわれの考察から、会社資本の自立化↓出資者の経営権の間接化↓取締役会の支配をめぐる出資者間の抗争↓持株多数決制による決着↓大株主の経営権独占・多数中小株主の経営権喪

失Ⅱ産業企業者の機能からの産業資本家の解放、が不可避免的に生じることが明確にされたと思う。

(14) 吉村氏(19)もわれわれと同様、株式会社が出資者から自立化して、一つの所有権を新たにもっているということから会社資本の自立化を説かれる。しかし氏の説明では、株式会社では自己資本が独立の団体として結合すると断定されているだけであり、株式会社では会社資本の自立化が、なぜ、いかなる契機により生じるのか、また、それが個別資本としての株式会社の資本集中、支配集中機能といかなる関連にあるのかという点には言及されていない。

(15) 馬場氏は、全社員有限責任制は「持分の譲渡もしくは譲受が一般化するにつれて不可避免的に導き出されてきた一つの経済的結果」(8) 四九頁) とされる。また小松氏も、出資単位の株式化・証券化↓自由な株式流通・出資資本の無限の拡大可能性↓無限責任制の不必要↓全社員有限責任制と、持分譲渡の自由化が全社員有限責任制を必然的にもたらすと考えておられる(12) 二九—三五頁)。しかし既に明らかにしたように論理はまさにその逆である。「有限責任によつて、会社の財産が出資者個人の財産から分離して、確定的な信用基礎をきずくことによつて、株式は流通証券として証券市場に流通することができ」(14) 八頁) し、また、「大株主の所有たる一般株主の所有たるを問わず、すべてが直接経営職能をになわぬ所有であるがゆえに、株式会社ではそのすべての『所有』を均一な割合的

単位なる株式の形式に服せしめることが可能であり、そのためその株式を株券なる有価証券に化体して大量的な取引の客体たらしめることが可能となる」(18) 一三二頁)のである。持分譲渡の自由化は、会社資本の自立化、その法的表現たる全社員有限責任制を前提として導出されるのである。

(16) 岡村正人氏は、集団企業に内在する矛盾を「資本の固定化に対する企業側の要求と投下資本の回収可能性に対する出資者側のそれとの矛盾」(13) 二五頁)と把握され、その矛盾の解決方法として資本の証券化を説かれる。氏の理論の問題点は、第一に、株式会社を証券金融という資本集中の機構としての一面からしかみておらず、支配集中の機構という観点からみていない。それ故、矛盾の把握も抽象的である。第二に、集団企業に内在する一般的矛盾から、なぜ株式会社においてのみ資本の証券化が論理的に導出されるのか氏の理論では説明できない。従って、全社員有限責任制の問題も、氏の理論では証券の流通性の円滑性確保の手段としてのみとらえられてゐる。

(17) 鈴木芳徳氏は、会社資本の自立化を次のように把握される。「株式擬制資本の運動に埋没する株主の転々交代する状況を前提に、会社資本は自立化する」(15) 一一八頁(傍点鈴木氏)。「社会的資本としての会社資本の自立化・独立化は、(1)企業の現実機能資本の運動と証券流通とがそれぞれ別個の孤を描き、(2)現実機能資本と株式擬制資本との

二重化が生ずることを基礎に成立する」(一二二頁)。「社会的資本としての会社資本の自立化は、信用制度を媒介として位置づける株式会社論においてのみ、自覚的に展開できる。信用制度を欠けば、会社それ自体は登場できない」(一二五頁)。しかし以上の説明は、第一に、会社資本の自立化を株式流通を前提にして説いている点で問題である。株式流通は会社資本の自立化を前提にしてはじめて説明できるのである。第二に、氏は、「信用制度を欠けば、会社それ自体は登場できない」といわれる。しかし、そこには会社資本がいかかにして自立化するかという問題と、いかかにして会社資本に社会的資本としての性格が与えられるのか、という問題との混同がみられる。この混同は、もちろん氏の第一の誤りに起因するものである。

#### 引用文献

- [1] Baran, P. A. and Sweezy, P. M., *Monopoly Capital*, 1966. 小原訳『独占資本』岩波、一九六七年
- [2] Fitch, R. and Oppenheimer, M., "Who rules the corporations?" Part I, II, III, *Socialist Revolution*, 4, 5, 6, 1970. 岩田・高橋監訳『だれが会社を支配するか』ネルソフ、一九七八年
- [3] D. M. Kotz, "Bank Control of Large Corporations in the United States", 1978.
- [4] 『株式分布状況調査』昭和54年度 全国証券取引所

- [5] 奥村宏『法人資本主義の構造』日本評論社一九七五年
- [6] 川合一郎『資本と信用』有斐閣、一九五四年
- [7] 同 「株式会社と信用制度」『パンキング』第二二二号
- [8] 馬場克三『株式会社金融論(改訂増補版)』森山書店一九七八年、初版一九六五年
- [9] 別府正十郎『資本会計の経済理論』森山書店 一九六四年
- [10] 後藤泰二『株式会社の経済理論』ミネルヴァ 一九七〇年
- [11] 大塚久雄『著作集第一巻、株式会社発生史論』岩波書店 一九六九年
- [12] 小松章『株式会社金融の理論』同文館 一九八〇年
- [13] 岡村正人『株式会社金融の研究(新版)』有斐閣、一九七一年 初版一九五〇年
- [14] 占部都美『株式会社』森山書店、一九六八年
- [15] 鈴木芳徳『信用制度と株式会社』新評論 一九七四年
- [16] 河本一郎『現代会社法(新版)』商事法務研究会 一九七五年
- [17] 川島武宜『所有権法の理論』岩波書店 一九四九年
- [18] 富山康吉『現代資本主義と法の理論』法律文化社、一九六九年
- [19] 吉村幸男『株式会社と株式流通』『一橋論叢』第七八巻第五号
- [20] ヒルファディング『金融資本論』(上) 岡崎訳岩波書店

(一橋大学大学院博士課程)